

令和6年3月甲良町議会定例会会議録

令和6年3月21日（木曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- | | | |
|-----|--------|---|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 議案第9号 | 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 第3 | 議案第12号 | 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 第4 | 議案第13号 | 甲良町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第5 | 議案第14号 | 甲良町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第6 | 議案第15号 | 甲良町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第7 | 議案第16号 | 甲良町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第8 | 議案第18号 | 令和5年度甲良町一般会計補正予算（第7号） |
| 第9 | 議案第19号 | 令和5年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 第10 | 議案第20号 | 令和5年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| 第11 | 議案第21号 | 令和6年度甲良町一般会計予算 |
| 第12 | 議案第22号 | 令和6年度甲良町国民健康保険特別会計予算 |
| 第13 | 議案第23号 | 令和6年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 第14 | 議案第24号 | 令和6年度甲良町介護保険事業特別会計予算 |
| 第15 | 議案第25号 | 令和6年度甲良町墓地公園事業特別会計予算 |
| 第16 | 議案第26号 | 令和6年度甲良町下水道事業会計予算 |
| 第17 | 議案第27号 | 令和6年度甲良町水道事業会計予算 |
| 第18 | 議案第28号 | 甲良町税条例の一部を改正する条例 |
| 第19 | 議案第29号 | 令和5年度甲良町一般会計補正予算（第8号） |
| 第20 | 同意第3号 | 副町長の選任につき、同意を求めることについて |
| 第21 | 議案第30号 | 令和6年度甲良町一般会計補正予算（第1号） |

第22

議員派遣について

第23

委員会の閉会中における継続審査及び調査について

◎会議に出席した議員（10名）

1番	福原守	2番	木村誠治
3番	藤居吉也	4番	山田光義
5番	小森正彦	6番	西川誠一
7番	野瀬欣廣	8番	木村修
9番	西澤伸明	10番	丸山恵二

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	寺本純二	教育長	青山繁
会計管理者	福原猛	教育次長	大野けい子
税務課長	望月仁	学校教育課長	橋本善明
企画監理課長	熊谷裕二	社会教育課参事	中川一樹
住民人権課長	西村克英	呉竹センター館長	上田真司
保健福祉課長	山崎志保美	総務課参事	村田茂典
産業課長	宮川哲郎	保健福祉課参事	大山一弥
建設水道課長	村岸勉	建設水道課参事	寺居友彦
長寺センター館長	大野正人	総務課長補佐	岩瀬龍平

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	橋本浩美	書記	山脇理恵
------	------	----	------

(午前10時00分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は10人です。

議員定足数に達していますので、令和6年3月甲良町議会定例会3日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 野瀬議員、8番 木村修議員を指名します。

次に、追加議案がありますので、これより町長の提案説明を求めます。

町長。

○寺本町長 皆さん、おはようございます。本日は、お忙しいところ、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。本日追加提案させていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第28号は甲良町税条例の一部を改正する条例で、令和6年2月21日に地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、同日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第29号は令和5年度一般会計補正予算(第8号)で、170万円を追加し、補正後の予算総額を41億5,357万7,000円とするものであります。

歳入では財政調整基金繰入金170万円を増額いたし、歳出では一般管理費として委託料155万円、非常備消防費として旅費15万円を追加するものであります。

同意第3号 副町長の選任につき、同意を求めることについてで、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第30号 令和6年度一般会計補正予算(第1号)で、1,153万円を追加し、補正後の予算総額を41億9,423万4,000円とするものであります。

歳入では繰入金として財政調整基金繰入金1,153万円を増額いたし、歳出では総務費として特別職給料669万6,000円、特別職共済組合負担金41万9,000円などを追加するものであります。

何とぞご審議いただき、適切な議決・同意を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○丸山議長 次に、日程第2 議案第9号と日程第3 議案第12号を一括議

題とします。

総務民生常任委員会の審査報告書が提出されています。これより、総務民生常任委員会の審査報告を求めます。

西澤委員長。

○西澤総務民生常任委員会委員長 甲良町議会議長 丸山恵二様。

総務民生常任委員長 西澤伸明。

総務民生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

審査結果。

議案第9号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

原案可決。

議案第12号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例。

原案可決。

2. 審査経過。

議案第9号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

所得割率が6.5%から6.83%に改正であり、少しずつ上がるということではいかとの問いに、資産割がなくなり所得割が少しずつ上がるということであった。

資産割がなくなった理由はとの問いに、県内19市町で資産割を含める4方式は本町だけであり、令和9年度に県下の国保保険料が統一されるため、資産割を除く3方式にするとのこと。また、資産割は固定資産税に率を掛けて組み入れているため、所得がない人でも資産があれば保険料を徴収することになる不公平感があったため、資産割がなくなっていった背景があるとのことであった。

国保税試算の資料において、医療分22万2,000円、後期高齢者支援分24万3,000円、介護分18万6,000円の合計65万1,000円の差額を皆さんに分配する、税率を変更することによって、今回の条例改正の元になるという理解でいいのかという問いに、そのとおりであるとのことであった。

その他にもいろいろな質疑や意見があった。

裏面に行きます。

議案第12号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例。

給付費が増加する要因と減少させる取組について、審議会の中で議論されたと思うが何かとの問いに、給付費の増加は高齢者の増加と介護認定者の増

加である。直近では認定率が21.2%とこれまでにない高い数字になった。施設入所は95人と増えており、さらに犬上ハートフルセンターが4月1日から10床増えるため、本町からも3人程度の方が入所できると考えられ、給付費の増加が見込まれる。また、給付費を減少させる取組については、介護予防として、要介護になるまでの健康づくりに力を入れ、広く住民に周知をする取組を進めていってほしいという意見が審議会でもあったとのことであった。

現状からは増加要因が多く減少することは難しいが、この会計で充実した予防対策を行うとなると会計を圧迫するため、一般会計の支出で強化をする考えはあるかとの問いに、令和5年度の秋から、長寺センター、呉竹センターで一般会計での介護予防事業に取り組んでいる。それは、コグニサイズ教室の参加者のフォローアップ教室が増え介護予防費が増加したため、介護予防費を縮小することは本意でないが、保険料に影響するため、一般会計からの支出で長寺センター、呉竹センターで実施しているとのことであった。

コグニサイズ教室は、各字へは要望をすれば開催が可能かとの問いに、各字へは年1回の出前講座の予算を見ているとのことであった。

基金取崩しについて、その全額を取り崩した場合のリスクは何かとの問いに、3年後には高齢者が増え、認定者も増えることで、さらに保険料の上昇も考えられる。基金を全額取り崩し、財源が不足した場合、次期の保険料が大幅に増えることにもなる。そのため、ある程度基金を残した形で次期保険料の上昇幅を緩やかにしたいと考えるとのことであった。

基金を積み立てていくことも必要ではないかとの意見に、今回の基金残高は令和3年、4年のコロナ禍によるサービス利用の減少により給付費が減となり基金が積めたが、これからの3年間で少しでも基金が積みめれば次期保険料が抑えられるとのことであった。

その他にもいろいろな質疑や意見があった。

以上です。

○丸山議長 以上で、総務民生常任委員会の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長の報告に対して質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、まず、議案第9号について討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 9番、西澤です。

国保事業運営の困難さは、1980年代半ばに当時自民党政権が国庫支出を半分に減額したことに根本の原因があります。

滋賀県はその大本の原因を改善することなく、県下統一保険料化を進め、保険料税の低い市町に引上げを求めています。そして、本町はそれを批判せずに同調しようとしています。

今回の条例改正でも、資産割をなくすことによる他の3方式の税率変更と説明するものの、令和9年度に統一化をめざす一環ではないかと考えられます。なぜなら、資産割をなくすことによる減収よりも約65万円の増収で、僅かでも引き上がっているからです。

この時期、町民の公的負担増大を回避するためには一般会計からの繰出しを増やし、値上げになる所得階層の町民への支援に充てるべきだと考えます。

以上、反対討論を終わります。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。

お諮りします。

委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第9号は可決されました。

次に、日程第12号について討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 介護保険事業特別会計について、討論を行います。

介護保険事業において介護の社会化を掲げながら国庫支出を大幅に減らして地方自治体と住民に多大な負担を押しつけたことに苦しみの主たる要因があることを指摘しないわけにはいきません。

その上、国家的詐欺と言われるように、保険料は徴収するものの次々と制度改悪を強行してきました。その上、最近では訪問介護報酬を引き下げ、保険料徴収対象年齢を引き下げるなど、さらなる負担の押しつけを狙っています。

委員会審議でも明らかになりましたが、介護を受けなくても元気で暮らせるには健康増進の介護予防事業のさらなる充実が必要です。介護保険会計から支出するとなれば、今の制度では充実しようとするほど介護保険会計を圧迫してしまいます。ですから、一般会計において介護予防事業のさらなる充実強化を要望したいと思います。

基準保険料が現行の月額6,900円から300円引き上がり、7,200円になることには到底容認できません。

これが容認できない主たる理由でありまして、反対討論とするものです。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第12号は可決されました。

次に、日程第4 議案第13号を議題とします。

本案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第13号は可決されました。

次に、日程第5 議案第14号を議題とします。

本案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第14号は可決されました。

次に、日程第6 議案第15号を議題とします。

本案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第15号は可決されました。

次に、日程第7 議案第16号を議題とします。

本案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第16号は可決されました。

次に、日程第8 議案第18号 令和5年度甲良町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

本案について討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 本会計では私は反対なんですけども、今回軽微な補正でありまして、18号、19号、20号共通をして賛成の内容とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第18号は可決されました。

次に、日程第9 議案第19号 令和5年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第19号は可決されました。

次に、日程第10 議案第20号 令和5年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第20号は可決されました。

次に、日程第11 議案第21号 令和6年度甲良町一般会計予算から日程第17 議案第27号 令和6年度甲良町水道事業会計予算を議題とします。

まず、予算決算常任委員会の審査報告書が提出されていますので、これより予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

西川委員長。

○西川予算決算常任委員会委員長 それでは、審査報告を行います。

甲良町議会議長 丸山恵二様。

予算決算常任委員会委員長 西川誠一。

予算決算常任委員会審査報告。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

審査結果。

議案第21号 令和6年度甲良町一般会計予算。

原案可決。

議案第22号 令和6年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

原案可決。

議案第23号 令和6年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

原案可決。

議案第24号 令和6年度甲良町介護保険事業特別会計予算。

原案可決。

議案第25号 令和6年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

原案可決。

議案第26号 令和6年度甲良町下水道事業会計予算。

原案可決。

議案第27号 令和6年度甲良町水道事業会計予算。

原案可決。

審査経過。

議案第21号 令和6年度甲良町一般会計予算。

歳入の部。

予算の編成方針の総括に「今回の予算への計上ができなかった町長の方針に基づく事業」とあるが、どのようなものかとの問いに、5つの重点項目があるが、そのうち人口減少、少子・高齢化対策について、2事業は予算化できたが、他項目については時間の都合上予算化するまでには至らなかったため、今後、順次事業の構築を進めていくとのことであった。

基金残高について、主にどういう事業で取崩しするのかとの問いに、財政調整基金は一般的な貯金であり、足りないときに使うものである。ほかの基金は一定の目的を持って積み立てている。減債基金繰入金は令和6年度5,158万9,000円予算化しているが、このうち1,158万9,000円については令和5年度の地方交付税で翌年度の借入れの返済に充てるよう用途を示した上での交付税である。これを令和5年度に積み立てて翌年度に取り崩す。福祉基金繰入金は福祉に係る施設や施策を目的とした基金であり、来年度は保健福祉センターの改修事業に充当。青少年育成基金繰入金は、スポーツ少年団への補助事業に充当。ふるさと基金繰入金は、まちづくり総合補助金等のまちづくり事業に充当。ふるさと応援基金繰入金は、ふるさと納税を積み立てている基金であり、納税者が希望する項目に充当するものであ

り、来年度については給食費無償化事業へ2,653万6,000円、補聴器購入補助その他保健や医療関係事業へ1,506万7,000円、平和のモニュメント作製事業へ200万円を充当するとのことであった。

ふるさと応援寄付金について、5,000万円計上されているが減る予定なのかとの問いに、返礼品対応事業者の業務縮減により減となる予定だが、新たに1店舗入ってもらえることになったのと、返礼品の洗い出しも進めているということで、来年度5,000万円まで回復したいというところを含めての予算計上であるとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑・指摘があった。

歳出の部。

総務管理費の湖東圏域公共交通活性化協議会事業負担金1,552万3,000円の予約型乗合タクシー運行事業について、乗車路線や停留所の変更は町で決められるのかとの問いに、基本的に最終の決定は湖東圏域公共交通活性化協議会だが、地元自治会からの要望を受けて町を経由して協議会に申し立てていく分は、一定の合理性があれば認めてもらえるとのことだった。総務管理費の地方バス路線維持費補助金1,333万1,000円について、去年は1,000万円であり増えた理由はとの問いに、毎年、前年実績で予算を計上しているが、甲良線のバスが故障し、来年度は修理費が必要であるため増額となった。また、誰もバスに乗車していないのを見ることが多いので、本数を減らす話は出ているのかとの問いに、土日の運行の見直し等について協議はしているとのことだった。

社会福祉費の平和のモニュメント整備工事200万円について、役場前にモニュメントが新たにできるとのことだが、東西にある忠霊塔はどうするのかとの問いに、まずは平和のモニュメントを建立し、それから東西の忠霊塔を解体する方向で協議していきたいとのことであった。社会福祉協議会への福祉活動専門員設置費補助金の1,100万円について、令和4年度は650万円、令和5年度は800万円だが増となった要因はとの問いに、平成30年までは1,300万円であったが、財政の事情もあり補助金が大幅カットとなった経緯がある。令和5年度は2名分の人件費の補助であったが、令和6年度は新規で1名採用と聞いているので3名分を計上したとのことであった。

農業費の地域計画策定業務委託269万5,000円について、農水省から農業者に対しての通知で、地域計画についての聞き取りにぜひ参加をとあるが、本町ではどうするのかとの問いに、新年度の委託事業のため、そこで詳細を決定するが、各字に出向き聞き取りを予定している。特記事項に、目標地図に位置づけられると農地転用不可となるとあるが、家を建てるために

農地から宅地に転用したくてもできないという住民の声を聞くので、できるだけ住民の声も聞いて地域計画を作成してほしいと意見があった。

商工費の観光協会補助金の380万円について、去年に比べて減っているがなぜかとの問いに、顕彰会事業が教育委員会へ移行になったので減額となっているとのことであった。

住宅費の宅地用地確保事業化調査業務委託500万円について、現状掌握や報告書が出来上がるのはいつ頃になるかとの問いに、時期は今協議中である。農業振興地域制度の問題等を解消するためには様々な施策の整理が必要である。都市計画における地区計画を整備しなければならない可能性が高いので条例の整備が必要である。今年度、業者と整理して報告していきたいとのことであった。

消防費の町防災行政無線更新事業の測量設計委託1,000万円について、更新されても受信機は購入ではなく支給されるのか。また、電波状況が悪い地域もあったが、補強のアンテナ等も含めて計画されるのかとの問いに、更新後も今までと同じく貸与となり個人負担はない。建物の状況によっては電波状況が悪いところもあるので、補助のアンテナを立ててもらいなりカバーできるように対策していきたいとのことだった。防災無線を切っている人もいるので、近年災害が多くなってきている状況から、設置してもらう必要性を啓発していくようにとの意見や、公募型プロポーザルが増えているが、同じ提案になることが多く、競争入札の方がいいのではという考えもあり、事業費を抑えられるように検討材料としてほしいとの意見もあった。

教育総務費の子ども子育て応援事業委託700万円について、学力向上支援・保護者支援事業の成果目標が参加者数60%というのは寂しいのではとの問いに、まずは参加者を確保することである。民間企業に委託するため、満足度のアンケートを取り、次年度はさらによくするよう甲良町教育改革検討委員会による検証も行い、課題の把握はしっかりしていきたいとのことであった。教育総務費の印刷製本費540万7,000円の社会科副教材「わたしたちの犬上」製本事業について、犬上3町のメンバー構成はとの問いに、犬上3町の社会科を中心とした教員1名ずつ、管理職の部会長が1名、計4名が中心となっている。そこに各町の学校教育課長も加わり、今後は進めていくとのことだった。人権教育の部分は含まれているのかとの問いに、この副読本は産業等が中心となる教材であるので含まれていないが、人権教育については別に学んでいくとのことであった。

その他にもいろいろ質疑・指摘があった。

議案第22号 令和6年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

歳入で、一般会計からの繰入金203万6,000円増は、コロナ禍で診

療を控えていたのが回復して診療する方が増えたのが理由かとの問いに、医療費が増えたことによる繰入れではなく、人件費、国保税の軽減額の補填が主な理由である。

その他特定財源が1,100万7,000円増となっている理由はどの問いに、今、国保は県が運営しており、各市町は保険税を集めて納付金という形で県へ納めている。国保税や基盤安定繰入金を充当して納付金を支払うが、医療費の増嵩によりそれが追いつかない。それを埋めるために国民健康保険財政調整基金があるので、令和6年度は約2,000万円を取り崩して財源に充当した。納付金は過去の医療費等の動向から試算されており、納付金の額が増えているのとのことであった。

保険料が県内統一された後は、現在行っている町の独自事業は変わってくるのかとの問いに、今議論されているところである。さらに特化しての事業は難しいかもしれないが、現状の医療費抑制事業は行わなければならないと考えているとのことであった。

その他にもいろいろ質疑・指摘があった。

議案第23号 令和6年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

介護予防一体的事業の令和6年度の事業で複数の疾患を持つ高齢者に対する栄養士の個別訪問というのは家族に対して指導するものか、内容はどの問いに、家族でなく本人に指導している。血液検査の結果や薬の情報、生活状況などを聞きながら、どういうふうに過ごしたらよいかというのを一緒に考えていくとのことであった。

各字の健康推進員が行っている健康のための講座を広めてほしいが、来年度の計画はどのような予定かとの問いに、コロナがあり、13集落の活動等がやっと再開した状況である。まずは来年度、全集落1回は回るという計画を立てている。単なる健康教育だけではなく、レセプト情報を見ながら、より効果的な医療費削減や介護保険料削減という目標に向けて取り組んでいきたいとのことであった。

その他にもいろいろ質疑・指摘があった。

議案第24号 令和6年度甲良町介護保険事業特別会計予算。

生活習慣病の重症化該当者294名のうち、包括で把握できていない方というのはどれくらいいるのかとの問いに、80名ほどいたが現在包括の職員で訪問等を行い、ほぼ把握できている状況だが、治療が必要なのに病院の受診が途絶えている方は把握できないとのことであった。把握できていない方へのアプローチはどの問いに、地域の民生委員の方や老人会の方、社協の方から情報をいただいて訪問しているとのことであった。重症化該当者はどういう基準で該当となるのかとの問いに、介護、国保、後期高齢のレセプトを

突合し、そこから生活習慣病の視点も加え、心不全や脳梗塞等の既往歴のある方を対象としているとのことであった。

その他にもいろいろ質疑・指摘があった。

議案第25号 令和6年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

借入金があったと思うがその償還は完了したのかとの問いに、一般会計から借入れをしており、令和4年度末残高が2,576万6,000円である。残り174区画が1区画23万円で売れば約4,000万円であり、会計間の借入れなので元本だけの償還であり、計算上は赤字にはならないということであった。全国的に墓じまいをする人が増えているので、町内でも町外でも墓地の購入費を同一にしてはどうかという意見もあり、今後検討していくとのことであった。

その他にもいろいろ質疑・指摘があった。

議案第26号 令和6年度甲良町下水道事業会計予算。

水洗化に切替え工事をしていないところはそのままよいのか。切替え工事をしたけれどどうしたらいいのか分からない人もいるのではとの問いに、生活保護による扶助を受けている者に対して、水洗化を進めるための補助金があるとのことであった。耐震化について、今の計画はメインの配管かとの問いに、各集落をつなぐ幹線を優先に行い、次に交通量の多いところを優先に行っていくとのことであった。令和5年から令和9年にかけては計画だけなのか、実際に工事をするのかとの問いに、調査を行い、耐震基準を満たしていない場合は対策工事をするとのことであった。車に設置する移動式トイレの報道を見たが、大規模の災害が起きた場合、復旧するまでの下水は各自自治体で速やかな対応を求められると思うがどう考えるのかとの問いに、マンホールトイレの整備の必要性があるので、防災担当と合同で内部協議している段階であるとのことであった。

その他にもいろいろ質疑・指摘があった。

議案第27号 令和6年度甲良町水道事業会計予算。

町内で漏水を把握しているかとの問いに、令和5年度は2カ所修理を行ったが、現在大きな漏れは確認していない。随時、給水管の破裂等の事故の対応はしているとのことであった。耐震計画はあるのかとの問いに、一部耐震管の箇所もあるが、震度6、7などでは断水も予想される。本町は普及率100%であるが、下水道工事に伴い水道管の更新も行っており、耐用年数が経過していないことから国の補助金の活用ができないため、急ぐ箇所とそのままにしておく箇所の計画が必要であるとのことであった。水道料金が前月比で倍になっていた際に、検針員に色紙でお知らせ等してもらえたらという住民からの要望があったがという意見に、そのような場合は、漏水の可能性

がありますというコメントが印字され、コメントを個人で確認してもらえるところのことであった。

その他にもいろいろ質疑・指摘があった。

以上。

○丸山議長 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長の報告に対して質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、議案第21号 令和6年度甲良町一般会計予算について討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 私が本予算に反対する主な理由は次のとおりです。

1つ目に、自治体DXについてです。

全国でトラブルが続発している健康保険証を廃止してマイナンバーカードの一体化を推進する一環である例規集事業を全く無批判に導入していることです。

事業費は66万円と少ない予算ながら、便利で居心地がよい暮らしとのタイトルに相反するものと考えます。元々マイナンバーカードの所有は義務ではありません。番号法第16条の2号 1項では、本人の申請、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づいて発行されると定め、取得した後でも不安になればいつでも返納できると番号法施行令15条第4条に定められています。

政府が進めるデジタル田園都市国家構想交付金交付対象事業は、全国で52件採択されていますが、マイナンバーカード取得者に限って市民サービスを受けられる事例が幾つも見受けられます。これはマイナンバーカードの取得の有無で住民が差別され、地域社会の分断が進む可能性が危惧されます。

住宅用地確保事業についてです。

まず、事業の必要性について、近隣市町へ流出状況が続いているとしていますが、その原因は宅地が町内に少ないという理由に限定されるものではありません。どの字でも空き家が増え、町営住宅や改良住宅でも多数の空き家となっている現状を見ても、住宅地が不足しているからと断定することに深い疑問が湧きます。少なくとも暮らし続ける上で他の複合的な要因が考えられるものではありませんか。この事業のスケジューリング的に見ても、早くても4年から5年後に入居が始まり、町財政にプラスとして、また町税収入の増加に表れてくるのはかなりの長期スパンを覚悟しなければなりません。

私は、住宅用地確保事業に一步踏み出す前に多くの町民の声を聞き、議会

と有識者を交えて、町長の諮問の下に課題など十分なる協議をする必要があることを強く申し上げたいと思います。

また、寺本町長の所信表明に基づくならば、農業支援では昨年度並みの総額で一千数百万円程度の資材・燃料代高騰などに対して価格補填対策などをふまえて計上すべきだと考えます。

また、建設業では、小零細業者に対する分離分割発注を充実するとともに、外構工事を含めた住宅リフォーム補助の復活、借入金利息、リース料、事務所賃借料などの固定経費の補助など、ぜひ取り入れてほしいと思います。

最後に、何よりも地方自治体、地方自治法第1条に規定されている住民の福祉の推進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするとの条文を割り引くことなく、町民の暮らしを支える事業こそ中心に置いて町政運営されることを強く切望しまして、反対討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第21号は可決されました。

次に、議案第22号 令和6年度甲良町国民健康保険特別会計予算について討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 今回の国保特別会計は、県の国保会計、これを全県で1本にしていく。そして、保険料についても一律にしていくという、そういう考えの下で進められています。

県の国保会計には26億円の基金が積み立てられていると聞いていますし、我が党の県議団の要請書にもそのことが記載されています。そういう点でも、その基金を取り崩す、ないしは国保会計については一般会計からの繰入れが許されています。そういうことを大いに活用して、国保料、国保税の引下げに県が率先して踏み出すべきだと申し上げて、反対討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第22号は可決されました。

次に、議案第23号 令和6年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 委員会でも申し上げましたけども、75歳を境にして罹病率の高い、そして複雑な病気にかかる、こういう方々を1つの枠に囲い込んで医療制度をつくったという点では、世界に大変類がありません。

そして、制度を始めた当時の厚生労働大臣、当時は厚生大臣だったわけですが、その大臣自体がおば捨て山だと表現をしました。そういう点でも、やはり大変差別的な医療です。

治療費、治療の行為にしても、75歳を超えますと医薬が別になります。ですから、制度自体も、医療制度も変わります。そういう点でも、保険料も違いますし、それから医療行為も制限がされています。

それから、健康診断についても75歳までの方に対する健康診断とは異なります。そういう点でも、この後期高齢者の医療保険事業自体は、もう根本から見直すことが専門家からも、医療機関からも指摘をされています。

ですから、賛成するわけにはいきません。

以上に、討論終わります。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第23号は可決されました。

次に、議案第24号 令和6年度甲良町介護保険事業特別会計予算について討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 国の支出が大変制限されたために、甲良町でも前年度、以前第8期は県下第1番の高い保険料、基準保険料となりました。今回も7,200円となることが前提とされた会計予算となっています。その点でも、これはなかなか容認し難いというように思うんです。

県は、県民の健康増進、また介護予防事業に、口はいろいろスローガンは上げてやりますけども、肝心要の予算を支出するという点では大変穏やかではありません。この点でも、私は県にしっかりと申し上げたいというように思いますし、増やすべき支出を増やすべきだというように思います。

何よりも保険料引上げを前提としている会計でありますので、賛成するわけにはいきません。反対討論とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

2番、木村誠治議員。

○木村誠治議員 2番、木村誠治。

私は、少し遡りますけども、22、23、24号について暫定対策あるいは短期の対策という観点から賛成の討論を述べます。

重要なのは、こういう現状、3つの特別会計予算が右肩上がりであるということをもっと町民あるいは県民の皆さんとかに周知することで事業の面をもっと意識づけしていただくという対策も必要かと思います。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第24号は可決されました。

次に、議案第25号 令和6年度甲良町墓地公園事業特別会計予算について

て討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 よろしいですか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第25号は可決されました。

次に、議案第26号 令和6年度甲良町下水道事業会計予算について討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 賛成討論です。

下水道事業については、布設をする段階で膨大な設備費がかかっています。これについて各市町が負担しなければなりません。その仕組み自体は、大変私は不合理だというように思っています。それは何よりもやはり琵琶湖を抱える滋賀県で、そしてその市町で排水、つまり下水が琵琶湖に流れ込む。ここに下水処理をして、きれいな水を下に流す。琵琶湖に流していく。こういう趣旨で、下水の普及がずっとされてまいりました。

福井県を訪ねますと、この費用、そして各家庭の水洗化の工事ですね。これに大変大きな金額、ある情報では60万の補償、つまり補填、補助がされてるといように聞いています。そういう点でも、この末端に押しつけられたそういう財政負担となりますので、その点では大変市町、この甲良町でいえば財政が大変です。そういうところも一律的に負担を求められていきます。そういう中での運営ですので、甲良町の運営自体はそれぞれ努力をいただいているのに本当にありがたいことなんですけども、その会計の仕組み、そして県の対応、国の対応を私は批判をしたいというので、そのことを申し上げて賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって議案第26号は可決されました。

次に、議案第27号 令和6年度甲良町水道事業会計予算について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 委員会でも申し上げましたが、水道事業については不正取水、つまりいわゆる盗水事件が甲良町でも発覚をしました。それで、監査請求から、裁判には至りませんでしたけども、そのことを受けて発掘をされたところ、件数もありますし、そういうことが、疑惑が広がりました。

特別委員会も設置されて、疑惑のない盗水事件は一切ありませんということが気持ちよく宣言される町になってほしいというのが、ずっとこの間議論をされて、私もこのことを主張させていただきました。その点でも、今回、令和6年度にあたって、盗水、不正取水はないということが明確に宣言できる取組として進めてもらいたい。

とりわけ、やはり命に関わる水道事業ですので、そのことを担っていただいて、賛成討論といたします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第27号は可決されました。

次に、日程第18 議案第28号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第28号 甲良町税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和6年3月21日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○望月税務課長 議案書を1枚おめくりください。

甲良町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年2月21日に公布され、同日施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

甲良町税条例の一部を次のように改正する。

附則第5条の次に、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例第5条の2を加え、附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上です。どうぞよろしく申し上げます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 タイトルは能登半島にお住まいだった方の雑損控除の特例措置が可決をされた。国の、国会で。そのこと受けての地方税法の改正だというように理解をしますが、それで、当時能登半島に所属をする自治体で暮らしておられて、確定申告をする。そして雑損控除を、1月1日発生ですので12月31日までの所得を確定申告する必要がありますが、その分を超えて24年の確定申告に反映するということではなくて、特例で23年分の所得に雑損控除を充てるという特例が定められたというように理解をしています。これが1点目です。

それから2点目は、その当時、能登半島に所属する自治体におられて甲良町に移転、甲良町以外もそうですけれども、移転をされて住民税の雑損控除を受けられる特例を、雑損控除は引き切れない場合3年の繰越しができるというようになっていますが、そのことが適用できるというように考えていいのでしょうか。

○望月税務課長 今回の能登半島地震の災害は、令和6年の1月に発生したものです。本来、現行法では令和7年度の個人住民税から雑損控除を行うとなっておりますが、今回の6年度分の住民税の雑損控除の適用を対象とするということでございます。

あと、引き切れなかった分の繰入れですけれども、以後3年間繰越しが可能です。

あと、特例としまして、特定非常災害の場合は5年間でございます。今回はそれに該当するのかなと思います。

以上です。

○丸山議長 9番、西澤議員。

○西澤議員 私の質問した内容のところとちょっとずれているんですけども、当時能登半島のところにおられて甲良町に来られて、甲良町外もありますけども、そういう方の住民税の場合も雑損控除が適用されるというようにこれは読めるんですけども、そうでいいということですか。

○丸山議長 税務課長。

○望月税務課長 はい、そのとおりでございます。転入されても適用されます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第28号は可決されました。

次に、日程第19 議案第29号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第29号 令和5年度甲良町一般会計補正予算(第8号)。

上記の議案を提出する。

令和6年3月21日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 失礼します。

予算書の方をめぐっていただきまして、予算書案の方をさらに1枚おめくりください。裏面になります。

令和5年度一般会計補正予算の第8号でございます。

こちらにつきましては、歳入歳出それぞれに170万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億5,357万7,000円とするものでございます。

また、第2条におきまして、繰越明許費の追加、第3条において債務負担行為の追加をさせていただいております。これについては、それぞれの表の方で説明させていただきます。

次のページ、第1表の方をお願いいたします。

歳入の部でございます。

歳入歳出補正予算の歳入の部、18款、2項 基金繰入金補正額170万円、補正総額170万円。

おめくりください。

歳出の部でございます。

2款、1項 総務管理費、補正額155万円、9款、1項 消防費、補正額15万円。合計補正額170万円でございます。

また、次のページでございます。

第2表繰越明許費補正でございます。

いずれも追加でございます。

2款、1項 総務管理費、事業名 一般財産管理事業（固定資産台帳整備事業）、金額163万2,000円、4款、1項 保健衛生費、社会福祉施設整備・運営事業（グループホーム改修事業）、271万5,000円でございます。

おめくりください。

第3表債務負担行為補正でございます。

こちらについても追加でございます。

事項としましては、民事裁判弁護士業務委託、期間としましては令和5年度から令和7年度まで、限度額560万円。

以上になります。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 先ほどの全員協議会でこの弁護士業務委託が発生をした経過が説明されました。

それで、事件名は改めて報告願いたい。

それから、もう一つは、提訴の日付ですね。2月8日と聞いていますが、間違いございませんか。

そして、相手方は元町長、野瀬喜久男氏というように聞いていますが、それも間違いございませんか。

そして、もう一つは、法令違反というように書かれていますが、裁判に関わることで詳しくは大変膨大な資料が提出されているんだというように思いますが、概略上は何に違反をしたというように相手方は主張をしているのか、説明願いたいと思います。

以上です。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 まず、事件名でございますが、全員協議会の資料の方でもご提示させていただいたところでありますけれども、大津地方裁判所、令和6年（わ）57号損害賠償請求事件となります。相手方については、個人、元町長ということでご了承いただけたらということでお願いいたします。

また、趣旨でございますが、こちらについては、自治法に基づきまして、自治法上、職員等の職務に対しては報酬、給与等を支払えというような条文がございます、こちらに違反しているのではないかというのが1点。また、その他それに関わるもろもろの町の行動に対して国家賠償請求法に基づく請求を併せて請求理由とされているところがございます。日付ですね、ごめんなさい。漏れておりました。こちらについては、裁判所への提出日付としまして、文書日付としましては令和6年の2月8日付というふうになっております。

以上です。

○丸山議長 9番、西澤議員。

○西澤議員 主張が展開されていくと思いますけども、法令違反、何によって、なぜ法令違反を犯したか。私たちの経過でいいますと、払うべき給料が払われていない。これ、議会で減額が可決をされて、元町長さんは異議申立てで知事の裁定を求めて、その知事の裁定は却下をされています。そういう事情の下でもどういった展開をされているのか、何に法令違反をしているのか。どういう理由で法令違反をしたのか。概略で説明できますでしょうか。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 申し訳ございません。まだ訴状の精査というのは、まだ済んでおりません。るる理由については書かれているところではございますが、こちらについても裁判の中で一件一件町の主張については返していく予定としますので、この場ではご容赦願えればと思っております。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

8番、木村修議員。

○木村修議員 この議案に賛成させていただくんですが、先ほどの説明のときに元町長というふうに括弧書きがされているので、「元」なのか「前」なの

かというふうに私は思ったんですけど、多分、「前」だと思ってお話しさせてもらうのに、このことが発覚したのは、多分5年半ぐらい前の話だったと思うんですが、そのときにお金を借りられたということが発端だったと思いますが、実際貸した方はまだまだ、今でも怒ってはります。

ですから、この議案をなぜ出されたのか。いや、議案じゃなく、その訴状をなぜ出されたのか、ごつつう疑問に思うんですが、5年以上前から言っております。私らが言っておりました。いつでもその借りたお金の納得ができる、我々が納得ができる理由を言ってくれたら、いつでも減額はなしにしてゼロに戻すというようなことを常々言っておりましたが、本人はそれについてはしゃべりませんかとかいうふうな高飛車に言っておられたことも思い出しますが、そういったことで、知らず知らずに5年半ほどたってしまったということでございます。

それは自業自得じゃないかというふうに私は思いますので、ちょっとそれだけ付け加えて、賛成討論とさせていただきます。よろしくお願いします。

(発言する者あり)

○木村修議員 違うか。あつ、ごめん。申し訳ない。

○丸山議長 今は質疑ですので。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 よろしいですか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

8番、木村修議員。

○木村修議員 木村修です。

木村修です。失礼しました。

賛成討論でございますが、この議案は元町長というふうに説明がありましたが、私は前町長だというふうに思ってお話しさせていただきますのに、5年半ほど前に発覚した、お金を借りられたということが発端だったと思います。

そのお金を貸した方がまだ怒っております。現在も怒ってはりますので、ちょっと付け加えてしゃべらせてもらいますが、これは自業自得の案件だと思いますので、その裁判において法律的にどうなるのかというのは、ちょっと全然私は分かりませんが、これは自業自得であるという案件だと思いますので、付け加えて賛成とさせていただきますと思います。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 先ほどの説明もありましたように、損害賠償、損害を与えられた。そして違法行為があったという認定を求めて損害賠償をされているように伺いました。

その損害賠償の場合でも違法のあったところ、つまり給料の減額については議会で可決をしています。そして、それに対して前町長は異議申立てをして知事の裁定を受けました。つまり、紛争委員会で裁定が出て、却下というように、最後、最終結論になっています。

元町長の進むべき道は、その決定に、知事の裁定に対して異議がある場合、そのときに議会を対象にして裁判を始めることができます。それをやっていないんです。ところが、その議会の決定を不服というのを次に町長に転嫁をして、町長に損害賠償を求めるという点で飛躍があるというように思います。

これは裁判の中でも展開されると思いますけども、その却下された原因は、町長自体が減額をする金額も含めて提案をされてきました。それを否決されたわけで、その分が減額として議会で決定をされています。その手続をふまえず、つまり議会に対する異議申立てや、それから議会に対する裁判を起こすことなく町長へ向けての損害賠償請求ですので、ぜひともこれは道理が全く通らないと考えます。

その点でも甲良町を混乱に陥れる。議会で決まったことを、次、裁判でやり上げるといっても甲良町がまたぞろいろいろ物議を醸し出す。こういう点だと思います。これ、町長の大変な努力が要るというように思いますが、妥協することなく弁護士とも十分相談し、また庁舎内でその道理が通るように戦っていただきたい。論戦をきちんと、主張をしていく必要があるかなというように思ひまして、弁護士委託賛成討論といたします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第29号は可決されました。

次に、日程第20 同意第3号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 同意第3号 副町長の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和6年3月21日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○寺本町長 副町長の選任につき、同意を求めることについて。

次の者を甲良町副町長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求めます。

住所 滋賀県長浜市三ツ矢元町6番19号。

氏名 熊谷裕二。

生年月日 昭和45年12月30日生まれ。

以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 まず2点、この提案の理由をお尋ねしたいというように思います。

1つは、副町長をこの機会に設置するという点で、なぜなのかということです。

もう一つは、その対象に熊谷企画監理課長を選任して提案をされました。

その熊谷氏の適用について、なぜかという点をご説明お願いいたします。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 すいません、副町長の制度面の方からまずご説明させていただきます。

こちらなんですけれども、地方自治法で副市町村長については必ず設置せよという規定になっております。本町の場合、従前から一時期設置されていたこともありましたが、設置されておらずで、なかなか定数まで至っていないというのが現状でございます。今回町長が選任について決定されましたので、議会上程させていただくことになったというものでございます。

私からは以上です。

○丸山議長 町長。

○寺本町長 副町長を選任するということにつきまして、私は今後公約どおり事業を展開していく中に、やはり元県職、現在も県職なんですけど、県職の方とのやっぱりつながりも大きいですし、私とのコンビを組めば必ずや事業は前に進んでいくと、そういう思いから彼を選任しているわけでございます。

以上です。

○丸山議長 9番、西澤議員。

○西澤議員 総務課参事に申し上げたいんですけども、地方自治法161条に副町長を置くことが定められています、頭に余分な「必ず」というのはありません。そういう点ではサジェスチョンが間違っているというように思いますが、それでいいですか。

161条の中に副知事を定めることと同時に、市町村長の副長を置くというのが定められています、どうなんでしょうか。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 失礼します。

「必ず」というのは意義的な部分での申上げになります。条文としては「必ず」ではございませんで、ただし書ということで、条例をつくった場合は置かないことができるというただし書が規定されていますので、原則として置くことが規定されているという意味での説明とさせていただきました。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 私は、次の理由で本議案には賛成しかねます。

まず、副町長を置きたいとの意向は選挙公約にも上がっていませんでした。

2月5日の甲良町臨時議会における所信表明でも一切触れられませんでした。

また、去る13日の議員との懇談会では、熊谷課長から甲良町での職務は3年になり、この3月末をもって県庁に戻り、配属される部署まで決まっていた矢先の副町長就任要請だったことも伺いました。ということは、3月定例会を準備するにあたってさえも町長には副町長に熊谷課長をとという構想は空白だったのではという疑問が残ります。

2つ目には、地方自治法第161条で副知事及び副市町村長を置くと定められ、同時に条例で置かないことができると規定されています。副町長設置は自治体の長のように必須条件ではなく、首長の判断、自治体の都合によることを容認していると解することができます。置く、置かないは首長の判断であり、議会の判断に委ねられています。

3つには、お金をかけてでも甲良町がよくなればとの意見があるようですが、町長が打ち出す施策が理にかなない、町民の福祉増進につながるか否かが

全てであります。副町長は特別職、言わば政治家で、首長の命を受け職務代行の権限も与えられていますが、その権限は極めて限定的で、町長を超えることはできません。我が町は6,000人台の人口で、部局制を敷いておらず、町長の指揮監督は十分に行き渡るものと考えます。むしろ寺本町長が重点的に施策を展開しようとしていることから推測すれば、職員の充実、とりわけ総務課で政策にたけた職員を充実することではないかと私は考えます。

最後に、今異常な物価高騰の中、実質賃金は下がり、年金も下がり、貧困と格差はさらに深刻な状況です。この状況下で甲良町政に求められているのは命・暮らし第一最優先の取組です。これらの願いに応じて、的確で丁寧に職務を遂行する職員の充実、体制の強化だと考えます。一番重要なものは住民合意を丁寧に図ることだと思います。現時点で町民の理解が得られるとは思いません。

よって、副町長は設置する必要はないと私は申し上げまして、討論とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

8番、木村修議員。

○木村修議員 8番、木村です。

私は、賛成討論をさせていただきます。

ただ、去年、前期のときに定数削減、議員数の定数削減ということがありまして、12人から10人に減ったわけですけど、それには私は反対でした。

報酬が下がるのはいいことだというふうに思っていましたんですが、議員数を減らすのは反対だということによっておった経緯があります。

そこで、今回10人の議員になりました。2人減りました。約、多分300万掛ける2。600万ほどがいわゆる報酬から下がったわけですけど、副町長を置かれるにあたっては、副町長は副町長なりの給料等々があるかと思いますが、そこら辺のことを加味して、ちょっと考えていただきたいというのは、これは要望でございます。

結論的には賛成でございます、よろしく。

○丸山議長 6番、西川委員。

○西川議員 西川です。

賛成討論します。

全協のところでも言っていましたけど、寺本新町長は行政経験がほぼないというふうに思います。

前野瀬町長は、行政職でもうずっと来られた方だったということが1つあるんです。それともう一つ問題があったのは、議会とのあつれきもありました。その辺のことも聞いていますし、職員との間もうまくいっていなかった

ようなことも聞いております。朝令暮改があったとかというようなことで、戸惑う要素が大分あったようにも聞いておりますし、その辺のところも考えまして、今度新町長になられた寺本町長にはその辺はないようにしていただきたいということも思いますし、寺本町長自身は予算獲得が一番の大きな問題だとは思いますが、それにあたって、自信はあるんでしょうけど、ここへ副町長を置いていただいて、国や県に予算要望に行かれるときにミスがあってはならないわけですから、損失なわけですから、そこは補佐していただける立場だろうというふうに思いますし、熊谷さん自身は企画監理課長として3年間になっていまして、職員の方の仕事ぶりもそれなりに眺めておられたと思います。

その辺のことを考えまして、一段上の立場から見ていただいて、今度は指導をしていただく立場になるかと思いますが、その辺は県職でもおって経験豊かだと思いますし、その辺のことで県へのアドバイスの仕方だとかそういうことも教えていただいて、皆さんが予算獲得に全力を挙げていただくというようなことを考えますと適任だと私は思いますし、議会との、今後の議会運営に対しても今までみたいなことのないような正常化して行政、議会一体化したような形で甲良町が周りの皆さんからとやかく言われることのないような町にしていかないかんわけですから、そういうことも考え合わせて副町長を置くことに私は賛成します。

それと、人件費に関しましても、そう大きく増えるわけでもないというふうに理解しておりますので、私は賛成とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

7番、野瀬議員。

○野瀬議員 7番、野瀬でございます。

私も賛成です。

甲良町、課題は沢山あります。この課題を解決していくにあたって、やはり片腕となる副町長が絶対必要だと思います。甲良町をよくするために、私は副町長を選任して甲良町をよくしていただきたいと強く願っております。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 よろしいですか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これより同意第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、同意第3号は同意されました。

次に、日程第21 議案第30号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第30号 令和6年度甲良町一般会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

令和6年3月21日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 失礼します。

それでは、私の方から議案第30号についてご説明させていただきます。

予算書案の裏面の方をお願いいたします。

令和6年度甲良町一般会計補正予算(第1号)でございます。

こちらについては、歳入歳出それぞれに1,153万円を追加して歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億9,423万4,000円とするものでございます。

次のページ、予算書第1表の方をよろしくお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入の部でございます。

18款、2項 基金繰入金。補正額1,153万円。歳出補正額1,153万円でございます。

おめくりください。

歳出の部でございます。

2款、1項 総務管理費、補正額1,153万円。歳出補正額1,153万円でございます。

以上になります。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 副町長設置の議案と共通するところなんです。

今回はその手当、それから特別職の給料等々ですね。それから、社会保険の事業主負担なども入っています。

それで、本給、特別職と、それから期末手当、通勤手当を足しますと、約890万。900万近くになるわけですけども、この点でも、やはりその分財政支出を考えますと、職員の補充、それから職員体制の強化というところで特別職を置く必要が私はないというように判断しまして、反対討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第30号は可決されました。

次に、日程第22 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配布している文書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第23 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○寺本町長 閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

今月6日の開会以来、本日まで16日間にわたり、令和6年度当初予算をはじめ多数の案件について本会議並びに各常任委員会においてそれぞれの慎重なるご審議をいただきましたこと、感謝申し上げます。

今期定例会におきまして、議員各位からいただきました意見につきましては、十分留意し、今後の町政運営にあたってまいりたいと思います。

議員の皆様にはくれぐれも健康にご留意され、町政へのご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。3月定例会閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○丸山議長 これをもって、令和6年3月甲良町議会定例会を閉会します。
ご苦労さまでした。

(午前11時40分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 野 瀬 欣 廣

署 名 議 員 木 村 修